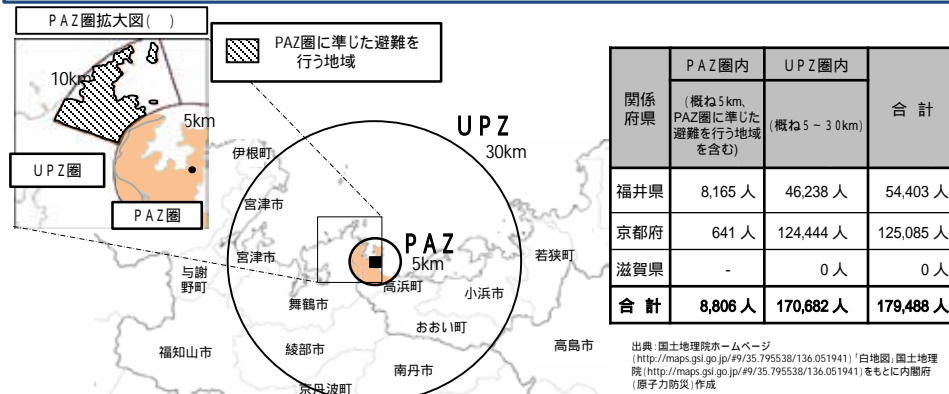


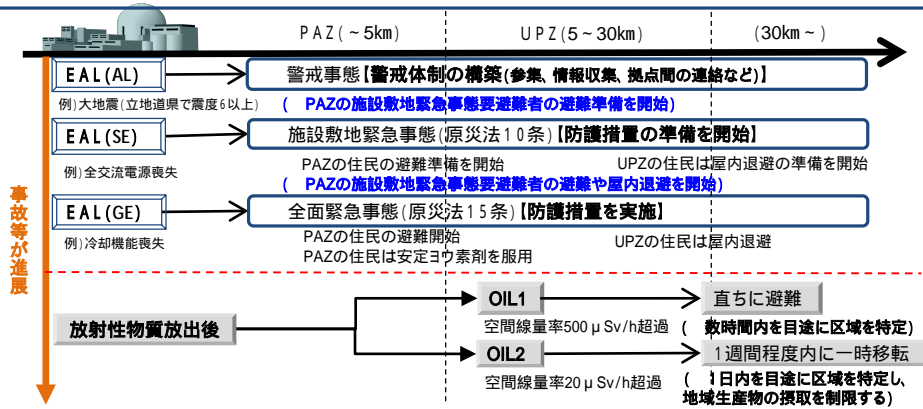
1. 高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は（概ね半径30kmの範囲）の人口は179,488人（平成26年4月現在）。
- PAZ圏内の人口は高浜町（福井県）8,165人、舞鶴市（京都府）641人（大浦半島の一部の住民を含む）（「PAZ圏拡大図（）」参照）。
- UPZ圏内の人口は関係12市町170,682人。なお、滋賀県高島市の対象地域に住民は居住していない。



2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- (1) EAL (Emergency Action Level) による段階的避難 / 施設敷地緊急事態要避難者は早期避難
 原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
 PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難により健康リスクが高まらない者は避難を開始し、健康リスクが高まるおそれのある者は遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- (2) 緊急時モニタリングの実施 / OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断
 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、UPZ圏内の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各市町の住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 福井県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。

PAZ圏内市町の広域避難先

府県	市町	地区名	住民数
福井県	高浜町	内浦	741人
		青郷	2,744人
		高浜	4,680人
京都府	舞鶴市	松尾	23人
		杉山	50人
		おあやま	68人
		大山	185人
		田井	185人
		成生のほら	57人
		野原	258人



UPZ圏内市町の広域避難先



区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	高浜町 213 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 213	<p>対象施設 高浜町 (5施設:213名) 舞鶴市 (対象施設なし) 合計5施設</p> <p><避難可能な者:28名> バス1台、福祉車両10台 (職員同乗)により移動</p> <p><避難により健康リスクが高まる者:185名> 施設内移動又は近隣の屋内退避施設へ移動 (職員が介護)</p>	<p>避難先 (敦賀市内7施設)</p> <p>屋内退避施設 わかさ たかはま (若狭高浜病院、若狭高浜病院 附属介護老人保健施設 等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定 避難により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の屋内退避施設へ移動
		避難行動要支援者(在宅)	高浜町 666 舞鶴市 33 合計 699	<p>対象者 (699名)</p> <p><避難可能な者:514名> バス25台、福祉車両2台 (支援者同乗)により移動</p> <p><避難により健康リスクが高まる者:185名> 福祉車両27台により移動 (ピストン輸送)</p>	<p>福祉避難所等¹</p> <p>屋内退避施設² わかさ たかはま (若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設、原子力研修センター、みずなぎ鹿原学園、障害者施設こひつじの苑舞鶴、特別養護老人ホームやすらぎ苑、あづかばやし、奥上林公民館 等)</p> <p><small>1 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保。 2 屋内退避施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者、市町職員等が入る予定。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 高浜町では、あらかじめ定められた福祉避難所へと避難 舞鶴市では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保 避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の屋内退避施設へ移動
		避難行動要支援者(学校・保育所)	高浜町 1,059 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 1,059	<p>対象施設(8施設:1,059名) 高浜町のみ</p> <p>バス27台 (教職員同乗)により移動</p>	<p>避難先施設 (県内避難先:14施設、県外避難先:19施設) 避難先施設で保護者に引き渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 保護者へ引渡しができない児童等は、職員とともにバスで避難のうえ、避難先において保護者に引き渡す
	一般住民 ³	高浜町 6,227 舞鶴市 608 合計 6,835	<p>対象者 (6,835名)</p> <p>一般住民の避難準備を開始</p>	<p><自家用車で避難可能な者> 避難先施設 (府県内避難先:26施設、府県外避難先:21施設)</p> <p><自家用車で避難できない者> 集合場所 (10箇所) 高浜町:111名(バス3台)、舞鶴市:62名(バス6台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において定められている避難先へ避難 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、府県内及び府県外において避難先を複数確保 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、福井県丹南地方、舞鶴市内のバス会社が保有するバス等で移動 	
	合計	8,806				

PAZ
(発電所から5km圏内)

(原災法15条)で避難開始
全面緊急事態

3 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

区域	種別	対象者数(人)	屋内退避 / 一時移転等(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	福井県: 1,477 京都府: 3,360 合計: 4,837				1 福井県では、避難元施設ごとに避難先施設を事前設定 1 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を調整・確保
	避難行動要支援者(在宅)	福井県: 1,837 京都府: 9,332 合計: 11,169		屋内退避の準備を開始		1 一般住民を対象とした避難先施設への避難を基本とする。 1 避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し避難先を確保、京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、避難先を調整・確保
	避難行動要支援者(学校・保育所)	福井県: 7,324 京都府: 17,478 合計: 24,802	対象施設(180施設) 保護者引渡し			1 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 1 保護者へ引渡しできなかった場合は、全面緊急事態による屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す
	一般住民 ²	福井県: 35,600 京都府: 94,274 合計: 129,874		屋内退避の準備を開始		1 避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施 1 福井県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県が準備したバス等で移動 1 京都府では、渋滞抑制等の観点から、原則バスによる避難を実施
	合計	170,682人				

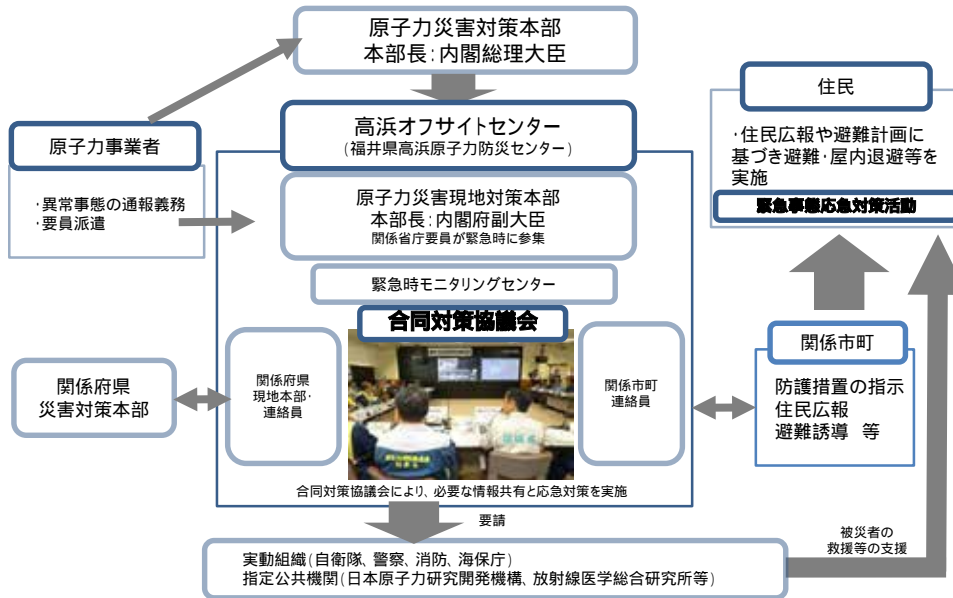
1 0:1基準に基づく避難等や一時移転のこと。

2 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

3 UPZ圏内の全住民が一言には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、500µSv/hないし、20µSv/hを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転等を実施。

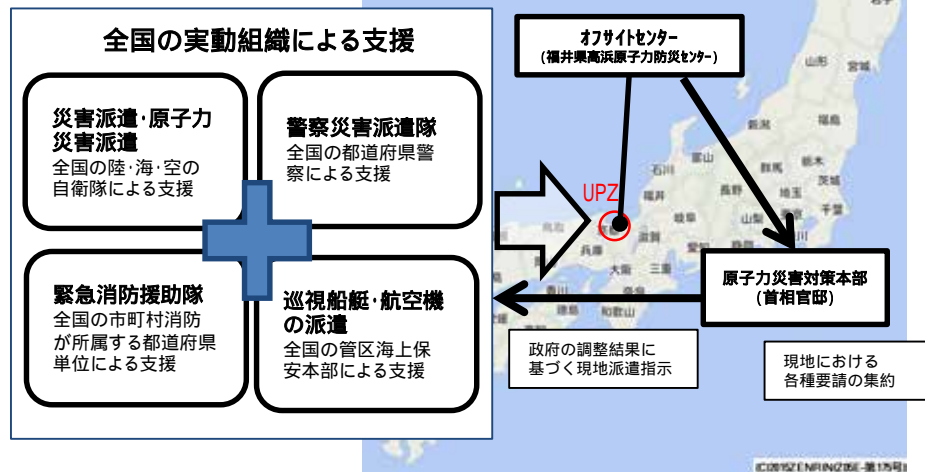
福井県、京都府が、域内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。

1. 緊急時対応体制



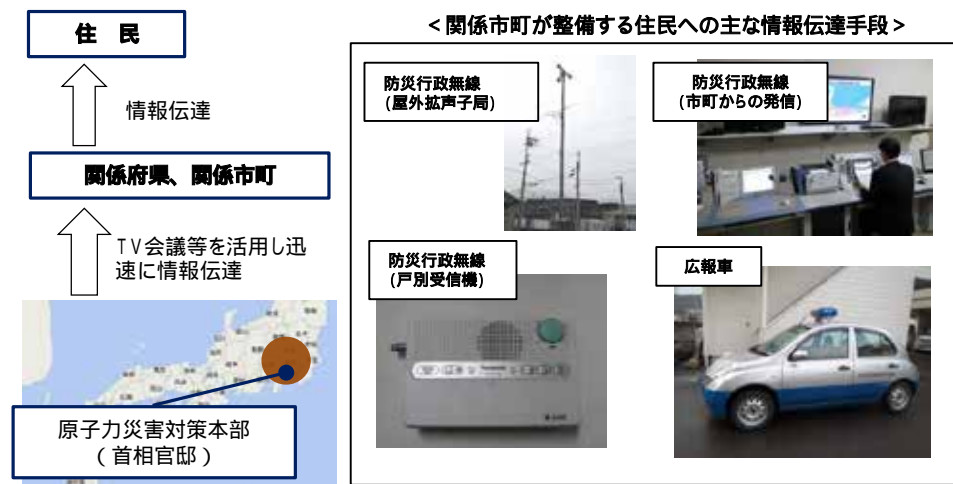
3. 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施**。
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ**全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)**による支援を実施。



2. 住民への国等の情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、**防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達**。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 福井県、京都府、滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時のスクリーニング及び除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業

警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達

海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 漁船等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動